

育成会だより

第101号令和4年3月 発行

東大阪市手をつなぐ育成会
(年3回)



(題字 故吉岡名誉顧問)

会長 坂本 ヒロ子

みなさん、いかがお過ごしですか？

オミクロンによるまん延防止等重点措置も解除、新型コロナワクチン3回目の接種も進み、感染者も少しずつ減少してきています。

令和4年度は 今までの2年間をとり戻す つながりが 感じられる行事ができるといいなと思っています。

遅くなりましたが 10月26日東大阪市へ『知的障害者(児)とその家族に対する支援策の充実について』要望書を提出し、11月24日、市長応接室にて、会長副会長他で、市長、福祉部長をはじめ関係部局の方と懇談いたしました。

正式に12月2日 回答をいただきましたので、報告させていただきます。

東大阪公市第 2737 号
令和 3 年 12 月 2 日

東大阪市手をつなぐ育成会
会長 坂本 ヒロ子 様

東大阪市長 野田



要望書について (回答)

令和 3 年 10 月 26 日付けで受付いたしました要望書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

- 1、近年「東大阪市」と地域に直結している「東大阪市社会福祉協議会」、障害者に特化した「東大阪市社会福祉事業団」が、それぞれの専門性をいかして連携して、事業が進んでいることが実感できています。

障害のある人が地域で共に暮らし、「すべての人たちが共に生きる社会の実現」を願っています。それに向けての政策を推進していただけるよう引き続きお願いします。

《回答：障害施策推進課》

今年度から、東大阪市第4次障害者プラン、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画がスタートしました。基本理念である地域共生社会の実現を目指して、各関係機関が専門性を発揮しながら、地域全体できめ細かな支援体制の構築を行います。障害があっても、自らの意思決定に基づき、地域で安心して暮らし、社会の様々な活動に主体となって参加できるよう、必要な環境整備や心のバリアフリー化等について着実に取り組んでまいります。

2、令和3年4月の大阪府障害者差別解消条例の改正に伴う事業者による合理的配慮の義務化について、東大阪市においては事業者にどのように周知されているのでしょうか。

また、障害のある人のことを理解している障害福祉サービス事業所や当事者団体が、合理的配慮について地域社会へ働きかけを行うよう集団指導事項に盛り込んで下さい。さらに一般市民や事業者への啓発を行って下さい。

《回答：障害施策推進課》

大阪府条例の改正に伴う事業者による合理的配慮の義務化につきましては、令和3年度集団指導をウェブ開催で実施し、その中で障害者差別解消にかかる項目として取り上げ、周知を行いました。今後も、一般市民への情報提供や、事業者への働きかけを行い、理解促進に努めてまいります。

3、新型コロナウイルス感染症の終息までまだ数年掛かるとも言われています。

この間の東大阪市が対応された事例について、またこれからの取り組みについてお聞かせ下さい。

- ・在宅の障害児者の家族が感染して入院等に至った場合
- ・知的障害児者が感染して宿泊療養となった時、その人の障害特性に応じた介護支援体制が必要になりますが、その場合
- ・事業所でクラスターが発生した時の事業所への支援や、その他の通所者の支援

《回答：障害施策推進課》

障害当事者やその家族が感染した場合は、関わっている支援機関等からの情報提供に基づき、行政内部においても、福祉・保健部門が情報を共有しながら、必要な対応策について検討し、生活に必要なサービスの確保に努めているところです。また、入院が必要となった場合の受け入れ先の調整につきましては、大阪府と連携し広域での対応を行うことにより、適切な医療の確保に努めており、今後も個別の状況に応じたきめ細かな取組を行ってまいります。事業所において感染が発生した場合は、大阪府による事業所間の応援職員派遣スキームの活用や、昨年度から始まりました緊急短期入所の制度等を活用して障害者の生活を支えるサービス提供体制の維持に努めます。

《回答：障害福祉事業者課》

事業所でクラスターが発生した際の支援につきまして、マスクや手袋、アルコール消毒液などの物資が不足しないよう、調達した衛生用品を事業者に供給する体制を構築しております。

《回答：新型コロナウイルス感染症課》

陽性判明した際に実施する疫学調査等で、陽性者に適した療養を案内しております。宿泊（ホテル）療養は大阪府の事業になりますが、現在のところ、介護支援が必要な陽性者の受入れは困難な状況です。障害特性、支援度合や周りの支援状況等をご相談いただき、療養場所をどうするかを判断します。

4、 知的障害者がグループホームで生活する場合、公的住宅や民間マンションなど共同住宅では近隣との関係において生活しづらいことが往々にしてあります。そのため、自ずと一戸建ての住宅などが求められますが、家賃が高くなるため、誰もが住める条件とはなり得ていません。ついては、東大阪市独自の家賃補助給付制度の創設をお願いします。

《回答：障害施策推進課》

知的障害者が地域で生活する上で、近隣住民の理解や支援が必要不可欠です。グループホームや集合住宅においても安心して生活ができるよう、市民に対して障害への一層の理解促進をめざします。現在グループホームについては、一定の家賃補助が支給されていますが、知的障害者に対する家賃助成の必要性につきまして、他の自治体の動向等も調査し、研究してまいります。グループホーム居住者の低所得者に係る家賃の実費負担を軽減するため補足給付（特定障害者特別給付費）があります。補足給付の額は、月1万円（家賃の額が1万円を下回る場合は、当該家賃の額）です。

5、 知的障害者が、安心して地域生活を送ることが出来るよう、実効性のある地域生活支援拠点の整備が進められています。その中に、グループホームへスムーズに移行できるように「体験入所」を提供できる場の確保をお願いします。

《回答：障害施策推進課》

今年度より、地域生活支援拠点整備の一環として、地域移行を目指す障害者に対する体験居室事業を開始します。登録事業者が見守りを行いながら、地域で暮らす際の課題の評価を行い、自立に向けての意欲向上につなげます。グループホームにおいても、重度の障害者の受入れが進むよう、体験の機会を確保するとともに、職員の専門性向上に向けた支援を行います。

6、 障害福祉サービス（特に重度訪問介護、行動援護、短期入所、施設入所、グループホーム入所、移動支援、等）において強度行動障害の人が利用を断れることなく、安心して暮らせるよう、支援員（世話人）の加配や加算等の手立てを講じてください。

《回答：障害福祉事業者課》

強度行動障害を有する障害児者に対して、事業者側の受入れ態勢が整っていないことを理由に、利用が断られる機会を減らすため、既存の強度行動障害児者を受け入れた際の加算の増額や、研修機会の増加などについて、厚生労働省や大阪府に対して、要望を行ってまいります。

7、 国においては「災害時の個別避難計画作成」が市町村において努力義務とされました。東大阪市においても福祉防災推進検討委員会が設置され検討されていますが、今後の対象者の拡大を希望します。

- ① 身体等の状況 --- 要介護4以上の高齢者・障害者手帳1級（重度）所持者
- ② 世帯構成 --- 単身世帯

とありますが、

知的障害者の場合、重度で単身世帯は皆無に等しく、家族との同居またはグループホームで生活しています。今後の対象者としてください。

《回答：地域福祉課》

令和3年5月の災害対策基本法の改正に伴い個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたことを受け、本市においても今年度より取組を進めております。今年度は国の指針を参考に、対象者を限定してモデル的に事業を実施しておりますが、来年度以降につきましては、今年度の取組の結果を踏まえ、対象者の拡大を検討してまいります。

- 8、大阪府作成の「大阪ふれあいおりがみ」は、府内の小学3年生全員に配布され、その説明用のDVDも同時に配布されていると聞いています。障害理解のツールとして活用されていると思いますが、その成果は検証されているのでしょうか。また、一般市民向けにも購入されていますが、どのように周知されているのかお聞かせください。

《回答：障害施策推進課》

大阪府ふれあいキャンペーンで配布されている折り紙等の啓発グッズの活用につきましては、毎年使用実態調査が行われ、子どもたちの障害に対する理解について、90%が向上したと回答されるなど、授業や家庭の中で障害について考える機会を生み出すことにより、一定の成果を挙げているものと考えています。一般向けの販売につきましては、今後市からの情報発信にも力を入れ、府・市が一体となって取組を進めてまいります。

- 9、障害者にとって歯科予防は大切です。医院での検診や治療が難しい障害者にとって日中活動に通っている事業所でのオーラルケアは効果的だと思っています。オーラルケアに対しての補助をお願いします。

《回答：健康づくり課》

平成26年度より市内障害福祉サービス事業所のうち、希望調査にて該当した事業所へ出張し、歯科健康相談（歯科医師による講話・歯科衛生士によるブラッシング指導・希望者への健康診査）を実施しております。今後も市内歯科医師会との連携により障害児者歯科健康相談を継続して実施してまいります。

編集後記

桜があちこちで咲き誇っています。

今年度もコロナ禍の影響で、中止になった行事もあり、楽しみにしていた方はさみしく思われたのではないのでしょうか？

感染症のパンデミックや過去に例を見ない自然災害が発生した時、真っ先に危機的状況に陥ってしまうのは、障がい者も例外ではありません。私達の子どもを守るためにも、「つながり」を広げる一人一人の行動が大切だと思います。これからも基本的な感染予防対策を忘れずに！

坂田